

平成23年 第3回臨時会議事日程 (第1号)

平成23年5月10日(火曜日)午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

報第5号 平成23年度下呂市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

日程第4 承第1号 専決処分の承認について(下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

日程第5 承第2号 専決処分の承認について(下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 承第3号 専決処分の承認について(平成23年度下呂市一般会計補正予算)

日程第7 議第59号 下呂市固定資産評価員の選任について

日程第8 議第60号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第9 議第61号 平成23年度下呂市一般会計補正予算

(追加日程)

追加日程第1 下呂市議会議長の辞職の件

追加日程第2 選第1号 下呂市議会議長の選挙について

追加日程第3 下呂市議会副議長の辞職の件

追加日程第4 選第2号 下呂市議会副議長の選挙について

追加日程第5 下呂市議会常任委員会委員の選任について

追加日程第6 下呂市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 下呂市議会特別委員会委員の選任について

出席議員(21名)

議長	大前武憲	1番	今井政嘉
2番	山川博己	3番	日下部俊雄
4番	中島博隆	5番	伊藤嚴悟
6番	松井旬子	7番	一木良一
8番	奥田重後	9番	服部秀洋
10番	吾郷孝枝	11番	二村金吾
12番	中島新吾	13番	中島達也
14番	熊崎兼治	15番	木一良政
16番	中野憲太郎	17番	田口幸雄
18番	山下一彦	19番	二村勝己
21番	宮川茂治		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野村誠	副市長	中島薫
教育長	長谷川藤三	会計管理者	今井能和
監査委員	中島春夫	総務部長	熊崎武司
経営管理部長	村山鏡子	市民部長	今井隆夫
福祉部長	早兼高美	健康医療部長	青木進一
農林部長	田口守彦	観光商工部長	曾我満利
建設部長	二村文裕	上下水道部長	杉山裕
環境部長	今井弘司	教育部長	池戸昇
		金山病院	
消防長	住弥	事務局長	蒲宜久
萩原振興		小坂振興	
事務所長	中丸修治	事務所長	二村敏正
下呂振興		金山振興	
事務所長	細江義和	事務所長	中島俊則
馬瀬振興			
事務所長	川口太三		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長	松村勝久	書記	中川好美
書記	松田健司		

午前 10 時 00 分 開会

◎開会及び開議の宣告

○議長（大前武憲君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、21 名で定足数に達しております。よって、平成 23 年第 3 回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」より、取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大前武憲君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、13 番 中島達也君、14 番 熊崎兼治君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（大前武憲君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（大前武憲君）

日程第 3、諸般の報告についてを行います。

報第 5 号 平成 23 年度下呂市土地開発公社事業計画及び予算の報告について報告を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

おはようございます。

それでは、報第 5 号 平成 23 年度下呂市土地開発公社事業計画及び予算の報告について行います。これにつきましては、平成 23 年、本年の 3 月 14 日に開催されました平成 22 年度第 2 回下呂市土地開発公社の理事会にて原案どおり可決承認されましたので、報告するものでございます。

それでは 1 ページでございますが、公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度下呂市土地開発公社事業計画及び予算の承認をしたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の定めるところにより報告するものでございます。平成 23 年 5 月 10 日提出。

それでは、計画及び予算書の 1 ページをお開きください。

平成 23 年度の下呂市土地開発公社の事業計画については、ごらんのように用地等の取得、また用地等の処分についてはございません。

2 ページをお開きください。

こちらは、本年度の公社予算でございます。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のいずれも合計額のみ説明いたします。

総則、第1条、平成23年度下呂市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりである。収入合計といたしまして6,000円でございます。支出合計といたしまして9万6,000円でございます。

資本的収入及び支出はございません。

それでは、3ページでございますけれども、こちらは先ほど説明いたしました公社予算の詳細の明細でございます。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のいずれも目の額及び合計額のみ説明いたします。

収入におきましては、事業外収益といたしまして受取利息6,000円、合計6,000円でございます。

4ページをお開きください。

支出におきましては、販売費及び一般管理費の人件費といたしまして、報酬が2万4,000円、経費といたしまして役務費が7万2,000円で、合計9万6,000円でございます。

5ページの資本的収入及び支出はございません。

6ページへ飛びますが、この本年度の事業計画についてを説明いたします。区分ごとに本年度予定額についてのみの説明いたします。

区分の受入資産の本年度予定額の2,482万9,000円につきましては、受取利息6,000円と前年度の繰越金2,482万3,000円でございます。支払資金の9万6,000円につきましては、販売費及び一般管理費の9万6,000円でございます。差し引き2,473万3,000円となります。長期借入金はございません。

7ページでございますが、損益計算書でございます。区分ごとの合計額のみ説明いたします。

事業収益、事業原価はゼロでございます。事業総利益はゼロでございます。3番目の3の販売費及び一般管理費は9万6,000円でございます。事業収益といたしましてはマイナス9万6,000円でございます。事業外収益といたしまして、受取利息の雑収益で6,000円、したがって経常利益はマイナス9万円でございます。当年度の純利益はマイナス9万円でございますが、前期繰越準備金の2,482万3,000円でございますので、準備金の合計は2,473万3,000円を見込んでございます。

8ページをお開きください。貸借対照表でございますが、こちらでも区分ごとの合計額のみ説明いたします。

資産の部の流動資産につきましては、流動資産合計が3,473万3,000円、固定資産の固定資産合計が500万でございます。資産合計3,973万3,000円でございます。負債の部の流動負債が合計で1,000万。4番目の固定負債の負債額でゼロでございます。負債合計が1,000万でございます。資本の部の基本金が基本金合計で500万、準備金でございますけれども、準備金の合計が2,473万3,000円でございます。資本合計が2,973万3,000円となりまして、負債及び資本金の合計が3,973万3,000円となります。

以上で下呂市土地開発公社の事業計画及び予算についての報告を終わります。

○議長（大前武憲君）

これより報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

この前、一般質問の中でも若干触れさせていただきましたが、ほかの自治体も、開発公社を解散する

自治体も最近ふえておりまして、今の報告どおり公有用地もない中で、今後どういうふうにされていくのか、存続なのか、収束といいますか、一時の目的は達成されたものと思っております、ここの考え方だけお願いしたいと思います。

○経営管理部長（村山鏡子君）

12月の一般質問にもお答えした経緯がございますけれども、今後の公社のあり方についてですけれども、新たな先行取得という予定もございませんが、この公社の清算も含めまして理事会で検討していただくような考えを持っております。

○議長（大前武憲君）

よろしいですか。

[発言する者なし]

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて諸般の報告を終わります。

◎承第1号から承第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて、日程第4、承第1号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第6、承第3号 専決処分の承認について（平成23年度下呂市一般会計補正予算）、以上3件を一括議題といたします。

承第1号から承第2号について、提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（二村敏正君）

おはようございます。

それでは、2ページをお開きください。

承第1号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3条の規定により、これを報告し承認を求めます。平成23年5月10日提出。

提案理由、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、出産育児一時金の支給額が平成23年4月から恒久化することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

次ページが専決処分書になります。

6ページをお開きください。条例要綱を読み上げます。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、健康保険法施行令の一部改正により、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)出産育児一時金の支給金額「35万円」を「39万円」とします。

第8条関係、(2)この条例は、平成23年4月1日から施行します。

続きまして7ページをお願いします。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。平成23年5月10日提出。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、その一部が4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

次ページが専決処分書になります。

11ページの要綱をお開きください。要綱を読み上げます。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、その一部が4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)低所得者の負担軽減のため、国民健康保険税のうち、医療給付金課税限度額「50万円」を「51万円」に、後期高齢者支援金課税限度額「13万円」を「14万円」に、介護納付金課税限度額「10万円」を「12万円」に改めます。第2条、第23条関係です。

(2)この条例は、平成23年4月1日から施行します。

附則関係です。(3)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。附則関係です。

以上2件の専決処分の承認について、よろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

続いて、承第3号について、提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

承第3号 専決処分の承認についての御説明を申し上げます。12ページでございます。

平成23年度下呂市一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告しその承認を求めらるるものでございます。平成23年5月10日提出。

提案理由でございますけれども、この専決処分につきましては、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に対します下呂市としての被災者支援に係る経費につきまして、早急に予算化して対応する必要があったために、平成23年4月1日付で一般会計補正予算を専決処分をしたものでございます。

それでは補正予算書の1ページをごらんください。

第1条につきましては、歳出予算の補正で、歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細により御説明させていただきます。補正予算書の4ページをお開きください。

歳出予算でございます。2款総務費、総務管理費、一般管理費、補正額600万円。東日本大震災の被災者支援事業といたしまして、予備費を減額して補正するものでございます。内容といたしましては、被災地への職員派遣に係る経費といたしまして、時間外勤務手当15万円、普通旅費138万円、下呂市指定の避難所における最低限の日用生活器具、電気、ガス、上下水道代等の経費と、下呂市の非常用の保存食のうち、支援物資として提供いたしました6,000食の補充に係るものといたしまして、需用費で298万2,000円、備品購入費で46万円でございます。この支援につきましては、平成23年9月末日ま

での期間を対象としておりまして、下呂市指定の避難所に現在4世帯が避難しておられますけれども、合計7世帯を想定しております。また、被災小・中学生の受け入れに伴います給食費の負担といたしまして24万円、また突然中止となりました、ひだ金山清流マラソンの申込者の参加料から義援金への申し出が多くありましたので、その義援金に係るものといたしまして78万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本3件に対する質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

7ページの承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）のところでお尋ねをいたしますが、11ページの条例要綱のところ、これは低中所得者の負担軽減のためということになっておりますので賛成をするものですが、ここで医療給付が1万円、後期高齢者支援が1万円、介護納付金が2万円ということで課税限度額が引き上げになっていきますけれども、この負担軽減となる新たな対象者、どのくらい見えるのか、もし出してみえたらそのところ、医療、後期高齢、介護給付、それぞれについて対象者がどのくらいここでふえるのかというところをお尋ねいたします。

○議長（大前武憲君）

市民部長。

○市民部長（二村敏正君）

今言われました、医療給付の方でちょうど30世帯。後期支援納付金の課税限度額超過世帯が60世帯です。それから、介護納付金の限度額世帯が100世帯。これ、たまたま10単位になってはいますが、正確な数字です。

それで、中低所得者全体総で290万円ぐらいの負担軽減効果があると思われまます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

結構な数字になるなんて、今数字を聞いて、私自身、予想より多かったのでちょっと驚いているんですけども、ここで地方税法が変更、改正されたということなんですけれども、政府がどうして今この時期に、というのは、国保の会計は、全国的にどこも赤字で、自治体の中の8割がもう赤字だということで、今、国保税の値上げということが盛んに言われている時期なんですけれども、ここでこういう改正がされたその背景、なぜ今こういう改正なのかというところがちょっと疑問に思っていたので、わかれば、何か聞いてみえればその点の説明をしていただければありがたいです。

○議長（大前武憲君）

市民部長。

○市民部長（二村敏正君）

今言われた全く直接な回答にはならないかもしれませんが、いろんな税の改正というのは国会の中で審議をされております。国保税だけじゃなくて、いろんなものが含まれていると思うんですが、たまたま今回の国保税の改正というのが地方税法の施行令の中に含まれてはまして、それで、それが上表で改

正施行された以上、下呂市としても国保税は4月1日の施行が絶対必要な条件になります。そのために専決処分することがこの時期に毎年多くなってくるんですが、たまたま3月末にこういう改正されることが多い、ただそれだけしか、あと細かい理由というのはわかりませんが、わかっている限りではその程度です。

○議長（大前武憲君）

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今、清流マラソンの義援金の数字が出ましたので、非常にこれはとうとい、恐らく今国民がすべて震災の復興に対して本当に気持ちが高いという思いだと思います。それがここにあらわれていると思いますが、それに伴いまして下呂市としても市側としていろんな義援金を集めてみえるということだと思いますし、関心も高いと思いますが、どうか、わかれば中間報告のような数字を示していただければありがたいと思いますし、もう1点は、各自治区でもそれぞれ義援金を集めておられます。それで新聞等を見ますと、直接中日新聞の方とか、岐阜新聞へ義援金を持っていかれた自治区もございまして、恐らく市の方へ直接持ってこられて集計をされた自治区もあろうかというふうに私の想像で判断するんですけども、その辺のありようとか、今後どのような対応をされていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

ただいま義援金についての御質問でございましたが、手元にあります4月25日現在での集計結果をたまたま手元に持っておりますので、この数字を報告させていただきます。

この25日時点で2,068万9,352円、これだけを下呂市内の市役所、各庁舎、振興事務所など15カ所に設置しました義援金箱に、市民の皆様方がお寄せいただいたものを集めまして日本赤十字社へ送らせていただきましたので、本当にありがとうございました。なお、この後につきましても引き続き義援金箱を設置しておりますので、また随時日赤の方へ送金できるものと考えてございます。

また、それ以外の例えば報道機関でございましたり、そういったところへの義援金の状況につきましては、市の方として把握できる状況にはございませんので、新聞等でごらんになられたとおりに思います。今後引き続きこういう義援金活動を行っていきますのとあわせまして、市の方といたしましては、全国市長会、県の市長会の方から職員の派遣の要請も来ておりますので、できるだけ早い時期にこれにこたえられるような形で取り組んでまいりたい。具体的には5月中・下旬ぐらいから長期間、1ヵ月交代の3ヵ月程度の派遣も考えており、また職員組合の派遣、または保健師の派遣、こういったことも予定されておりますので御報告させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今の直接義援金についてはわかりましたし、今後も全員の義援金をより多くお願いをしていただき

いというふうをお願いしておきます。

そこでもう1点、総務部長にお聞きしたい点は、自治区で各区で募金をされたと思います。その区の思いによって、新聞社等へやられたところもありますし、そして区から市の方へ直接持ってみえた方もあるのかなのか。それで新聞等を見ますと、例えばの例を挙げますと、小坂のこの間も出ておったんですけど、何区と何区と何区は中日新聞、かといって区で集めたけれども新聞には載らないというような声も聞こえてきますので、恐らくお願いをされたのは市側から区長会等へお願いされたのか、各区が自主的に始められたのか、けれども恐らくその辺の理解を求められた要請は、市側から私はあったと思うんですけども、各区の区長さんたちが言ってみえましたので。我々は、なるべく1戸当たり1,000円をめどに義援金をお願いするんだとか、その辺の扱いはどういうふうにされておるのか聞かれたものですから、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

自治会の義援金につきましては、市の方から特別それについて統一的にお願いをしたものではございません。各自治会の御判断によりまして、これまでの災害発生時の経緯なども踏まえまして個々に取り組みをされたものと考えてございます。

なお、今ほど御質問ございましたように、区民の皆様方からお寄せいただいた義援金を市の方へ、日赤の方へということでお届けいただければ、それに倣いまして先ほど申し上げましたものの中に含めさせていただいておりますし、そうでなく、それぞれの地域の御判断で義援金の預け先をお定めになられたところは、そのような形になったものと考えてございます。いずれにしましても、市としても自治会活動の中で、そういうふうに取り組みをなさったことについては、大変ありがたいことと感謝申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

5番 伊藤嚴悟君。

○5番（伊藤嚴悟君）

わかりました。ということは、各自治体の自主的な判断によって義援金の送り出しは、申し出はそれぞれの自治体の御判断でやられておることなんですね。了解いたしました。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本3件に対する反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）、本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

続いて、承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

続きまして、承第3号 専決処分の承認について（平成23年度下呂市一般会計補正予算）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

◎議第59号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

日程第7、議第59号 下呂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本件について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

議第59号 下呂市固定資産評価員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、下呂市小坂町坂下121番地5、氏名、二村敏正、生年月日、昭和28年9月26日。

提案理由でございますが、下呂市人事異動に伴いまして固定資産評価員を選任するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。本件に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようです。

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。議第 59 号 下呂市固定資産評価員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第 59 号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第 60 号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

日程第 8、議第 60 号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

本件について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

それでは、15 ページをお開きください。

議第 60 号 損害賠償の額を定め、和解することについて。

損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。平成 23 年 5 月 10 日提出。

提案理由でございます。下呂市地域雇用創造計画の策定に伴う未払いの報酬を請求されたことについて、損害賠償の額を定め、和解することについて地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定によりこの案を提出するものでございます。

16 ページをお開きください。

損害賠償の額を定め、和解することについて。

1 番、和解の相手方、住所は東京都清瀬市中里 2 丁目 634 番地 5、氏名は有限会社サービス経営研究所。代理人として、住所、東京都中央区銀座 5 丁目 3 番 12 号、氏名、國吉法律事務所、弁護士 國吉克典。

2 番、係争の内容、地域雇用開発促進法の規定に基づき、平成 21 年度に市が策定し国の同意を得た「下呂市地域雇用創造計画」について、有限会社サービス経営研究所の企画提案内容の一部を採用していたが、有限会社サービス経営研究所との間に正式な契約行為がなかったため、企画立案及び申請費用作成費等の支払いを行わなかった。その費用の支払いをめぐって有限会社サービス経営研究所から委任を受けた國吉法律事務所と協議を進めていたが、このほど支払い条件等の合意に至ったため、損害賠償の額を定め、和解する。

3 番、損害賠償の額、240 万円。

4 番、和解の条件、(1)市は、本件委任業務に伴う業務委託費の支払いに関する解決金（市が本件委託業務に要した実費を含む）として、有限会社サービス経営研究所に対して金 240 万円の支払い義務があることを認める。

(2)市は、上記解決金を、平成 23 年 6 月末日までに有限会社サービス経営研究所指定の銀行口座に送金して支払うものとする。ただし、送金に要する費用は市の負担とする。

(3)市が、上記の支払いを怠ったときは、市は有限会社サービス経営研究所に対して、支払期の翌日か

ら支払い済みまで、年 14.6%の遅延損害金を支払う。

(4)有限会社サービス経営研究所及び市は、上記(1)から(3)に定めるほか、何らの債権債務を有していないことを相互に確認する。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

私は、この議案のように、この問題が当初の先方からの要求よりも低額で解決することに賛成ではありますが、このことについては、以前に、この問題については弁護士を代理人として交渉しなければ解決しないとして、弁護士というか代理人費用が提案されたものを、その必要はないということで議会で否決をしたその事件です。解決することには賛成ですが、やはりこのことについて、今までの市の取り組みがどうであったのか、やはり反省の弁が一言必要であると思います。それは、弁護士費用のことについても代理人がなくても市が弁護士に相談しながらやれば解決できるということで、それは必要な無駄なものであったということが、これで明らかになったと思いますし、また先方との解決の中に、これが決定してから支払いまでに遅延をしたら 14.6%の損害金を支払うということになっておりますが、当然これが当初に先方と友好的に解決できておれば、現在の 240 万円には、そのどれだけに見積もったかもしれないけれども、先方にとっても遅延損害並びに慰謝料も含まれてのこういう金額になっていると私は思います。ですから、早期に友好的に解決していればもっと少ない金額で解決できたと。先方のこういう意思を無視したということによって割高になっていいものではないかと思いますが、市のこういう問題についての取り組みの仕方、これには、当初に弁護士に相談したときに払わなくてもいいと言われたからそのとおりにしたという説明もされておりますが、弁護士に問題を相談するとき、依頼するときの姿勢も含めて、この事件についてのどういう考えを持っているのか、このことは賛成ですが、今までに至ったことについてどういう反省されているのか、総括されているのか、そのことを一言述べてください。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

今、日下部議員言われたとおりでございます。基本的に、やはりこういう契約というのは、当初、正式に甲乙が本当に胸襟を開いて協議をして契約をするものであるという認識でございました。それがなかったということでございます。今後こういうことがないように、当然正規の取り扱いをしてまいりたいし、今後ともこのようなことを教訓にいたしまして進めてまいりたいというふうに思っております。240 万円につきましては、当初三百数十万という数字もございましたが、お互いに議論をし、この解決金に至ったということでございます。よろしく願いします。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する者なし]

討論はございませんか。

[発言する者なし]

次に、本案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。議第 60 号 損害賠償の額を定め、和解することについて、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第 60 号については原案のとおり可決されました。

◎議第 61 号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

日程第 9、議第 61 号 平成 23 年度下呂市一般会計補正予算を議題といたします。

本件について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま上程されました議第 61 号の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第 61 号 平成 23 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、先ほど議第 60 号で可決をいただきました、和解に係る損害賠償金の補正及び平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災によりまして、市内における雇用の一層の悪化が心配される中、緊急措置として、市内中小企業等における労働者の雇用安定を図るための助成金に係る補正、あわせて岐阜県等が主催します東日本応援・県内観光地宿泊促進緊急キャンペーンに参加し、落ち込んだ宿泊客の増加を目的とした宿泊料金 20%割引キャンペーンに係る市の負担金の補正をお願いするものでございます。

財源といたしましては、財政調整基金の繰り入れと、予備費調整によるものでございます。

詳細につきましては、各担当部長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて詳細説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、議第 61 号 平成 23 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号）の詳細説明を申し上げます。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,000 万円を追加して、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 210 億 7,000 万円とするものでございます。

3 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括でございます。歳入補正の主なものにつきましては、18 款繰入金の 3,000 万円の増額でございます。歳出補正の主なものは、5 款労働費で 3,000 万円の増額ござ

います。

4ページをお開きください。

歳入の事項別明細でございます。18款の繰入金3,000万円の増は、財政調整基金からの繰り入れをするものでございます。

5ページの歳出でございますが、2款総務費の総務管理費、一般管理費240万円の増は、議第60号において可決いただきました下呂市地域雇用創造計画の計画立案及び申請資料製作費等といたしまして、有限会社サービス経営研究所より報酬を請求されておりました。そのことに対する和解のための損害賠償金でございます。中段の5款労働費、労働諸費の3,000万円の増につきましては、震災の影響を受けまして事業活動の縮小を余儀なくされるなど、雇用の一層の悪化が心配される中、事業主が雇用する労働者を一時的に休業等をさせた場合に、国の雇用調整助成金または中小企業の緊急安定助成金を利用いたしまして、雇用調整する手当等の一部を下呂市といたしまして助成し、市内中小企業等における労働者の雇用安定を図るための助成金に係るものでございます。助成金につきましては、国の助成金支給決定額の4分の1以内の額で平成24年3月までの時限助成の予定であります。下段の7款商工費、観光費、観光振興費の300万円の増につきましては、岐阜県等が主催いたします東日本応援・県内観光地宿泊促進緊急キャンペーンに参加いたしまして、震災で落ち込みました宿泊客の増加を目的とし、宿泊料金の20%割引キャンペーンに係ります市の負担金の補正で、約6,000人を見込んでおりまして、割り引き20%の半分を負担するものでございます。

6ページをお開きください。

予備費の540万円の減につきましては、予備費調整によるものでございます。

以上で平成23年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

それでは、これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

この間の大震災における、その後の2次災害とも言われるように、いろんな業種、業界に対して大変な事態になっています。今報告ありましたように、観光客の減少とか、雇用の問題が出てきています。それで、私たち日本共産党市議団は、4月28日に緊急にそういうことに対して市としてでき得る限りの支援を行ってほしいと。それから県、国に対しても根本的に対策をとるように申し入れをしました。それを正面から受けていただいているというふうに思いますし、きょうの提案について何ら思うところはないんですが、二つお願いします。

一つは、雇用調整の労働費、それから商工費のキャンペーンのことについて、できたらきょうまだこの後議会続きますので、要綱とか中身について議員に資料配付をお願いします。

それから、きょうの中日新聞の地方版のところに、高山市が震災影響の事業者支援ということで、融資制度などに5億円ということで、経営安定特別資金融資の中に震災枠というのをつくったということが報道されています。そういう点でいくと、今報告あったように雇用問題やいろんな産業で大きな影響を受けている、あるいは下呂市の農業にとって大きな飛騨牛の価格が本当に下がっているとかいう状況がありますよね。それに向けて、市としてどう今後考えていくのか、この点をお聞かせください。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

資料の方は後ほどお配りしたいと思います。

それから、ゴールデンウィーク中の御協力をお願いいたしましたところ、皆様方にたくさん観光案内として出ていただきまして、ありがとうございました。

雇用につきまして、やはり今企業さんはかなり苦しんでみえます。特に観光客ですが、3月には1万3,000人減、今4月の途中経過なんですけど、約8,000人減ということで、やはり皆さん方が大変困って見えるのが、雇用。雇用を切ればどうにかなるよという話をされるんですけど、やはり雇用を切ってはサービスの低下になるので、ぜひ続けてくださいという中で、やはりこういった制度があるということになれば、やはり皆さん方にこれを活用していただいて、何とか雇用を継続していただきたいということで今回出させていただいております。

それから、高山の経営安定の震災枠なんですけど、市ももう少しというお話もしたんですけど、やはりお金を借りるということは、やはり返していかならんということと、もう一つがどうしても本当に困っている人に貸しつけられるかということも、今、保証協会等がありまして、そこら辺の調整もなかなかできないという中で、やはりそういったものよりも今やはり雇用の安定を市としては図っていきたいということで今回提案をさせていただいておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

飛騨牛の関係につきましては、4月に行われました飛騨ミート共進会についてはまずまずの高値ということで安心しておったわけなんですけど、だんだん高い高級部位が消費されなくなったということも懸念されております。ただ、海外へも輸出を再開しておるということで、海外への高級部位の消費拡大等も進めていきたいと思っておりますし、また飛騨牛の生産、消費拡大等にも生産者と一緒になって拡大していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

私が例としてその観光と飛騨牛を言ったら、そのことだけを答弁されるというのは、ちょっと私の質問は、こういう厳しい状況だからどうするのかという姿勢を聞かせてほしいという質問をしたつもりですので、後で市長か副市長お答えください。

それから、飛騨牛について今農林部長そう言われましたけれども、生産者は出荷調整しておるんですよね。たしかそういう話を聞きましたが、状況はつかまえておられるとは思んですけども、やっぱりしっかり応援できるところは考えていただきたい。それで、例えば融資は返さないかんからと今観光商工部長が答弁されていますけど、高山市これやれているんですよね。保証協会と打ち合わせをしたと、これ新聞記事にも書いてあるんですけど、やっぱりもっともっとしっかり業者の皆さん、農家の皆さんともっともっと打ち合わせというんですか、相談に乗る姿勢というのは必要じゃないかというふうに思うんですけど、それも含めてまとめてお答えをお願いします。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

今、中島議員言われたとおり、非常に厳しいと、これは全国でございます。融資のことにつきまして、先ほど部長が申しましたように、借りたものは返さんならん。それともう一つは、やはりそれだけのニーズが正直言っているかと。先ほども申しましたように、まずは雇用確保というのを第一義的に考えていきたい。今後、いろんな状況は当然見定めながら、必要なものは補正等でまた議会にお願いをしまいたいし、当然これは畜産とか観光だけではございません。すべての産業について、我々の方は情報をキャッチして、そして適正な対応をしまいたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大前武憲君）

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま副市長が答弁したとおりでございますが、実はきのうもある金融機関の方と1時間ほど懇談した中で、下呂市内の状況、1次産業から3次産業まで、いろんな方面のお話を聞かせていただきました。大変厳しい状況にあるということは、そういった金融の現場におられる方からお聞きしておりました。把握しておるつもりではございます。そして、4月27日に岐阜県の市長会がございまして、いわゆる市長会といたしましても雇用の安定とか、また経済の振興というようなことで議案として出されておりました、やはりこれも全国的な規模として経済の安定、雇用の安定ということをやはり図っていただくよう、やはり国にも働きかけていくということでございますのでよろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

9番 服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

観光振興費の件でございますけれども、宿泊対策ということで300万、先ほど経営管理部長の説明では6,000人対象ということでございましたけれども、1人頭で割りますと500円なんですよね。それは10%になるということは、宿泊5,000円で泊まれるところって本当に素泊まりで5,000円というのも市内あまりないと思うんですが、どういう算出の方法をされたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

今、経営管理部長が申しました6,000人は、いわゆる旅館組合さんが目標とされている人数が6,000人ということなんです、やはり今後の動きどうなっていくかわかりませんので、とりあえず市としては、今平均単価が大体1万2,000円という単価でありますので1,200円、それ掛ける2,500人分の300万というものをとりあえず補正をさせていただくと。やはり7月31日までの企画ですので、その状況を今後見ながら、やはり秋に向けてももう一度行いたいという思いもあって、まず300万というお金を今回の補正に出したということであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

9番 服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

2,500人ということで、じゃあ6,000人まで3,500人まだあるわけですけども、その都度にまた補正をされていくということによろしいのでしょうか。どうですか。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

今あります自己財源も使いながら調整をしていきたいということを思っています。

○議長（大前武憲君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

今、この観光費のことについて質問いたします。

県が主催する事業ということで、この下呂市が独自に予算を組んだということは、県は県、市は市で、別々に支払いをするということなのか、それでは事業者としては二度手間ということであるし、一体の事業ならやっぱり一体のこういう手続ということもなされるべきと思うんですが、その点がどうかということ。それからもう1点は、今の商工観光部長の話の中で、旅館組合と言われたが、旅館組合とはどこの旅館組合のことなのか説明してください。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

まず、後の旅館組合というのは下呂温泉旅館協同組合の話です。

それから、もう一つ県の主催なんですが、県が「ぎふを旅して日本を元気に！」というキャンペーンを4月23日から始めています。その一環として、岐阜を旅するためにはそれぞれの受け入れ地域がPRをしながらやっていくことと、それからそれぞれの地域が義援金を含んだキャンペーンをするということで、今回の今の宿泊20%割引は、その中に3%の義援金を含んで企画をしておりますので、お客様が見えた人数に対して、わずかでありましてけれども3%というお金を義援金として送るという形になっています。それから、県が補てんをする部分については、こういった部分でなしに、やはりどっかへ出ていくキャンペーン、PRに行くキャンペーンとして県の方は補助金を出しますが、こういった独自で自分のところで打つ分については、それぞれの担当市がそれぞれ支払いをするということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

そうすると、20%という数字はどういう数字なんですか。20%の半分を下呂市が持つという説明をされたけれども、後の10%はじゃあだれが支援をするのか。

それから、下呂温泉旅館組合ということは、市内の中でほかの地域は対象にしないというか、除外するという事なんですか。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

半分というのは、各旅館さんが半分持ちますよということです。ですから、各旅館が半分持つ、市が半分持つという割り引きを行うということになっています。これは、2月、3月に行われました割り引きと同じような形で進めております。

それから、今回はいわゆる下呂温泉旅館協同組合が主になってやっておりますので、他の地域の方々にもお話を今後進めてはいきますけれども、とりあえず今は旅館組合さんの出されたことに対して支援をしていこうという形で行っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

ことしの新年度予算には、市内の観光協会の一体化とか、そういうようなことで市の職員まで派遣をするというようなことを議決しておりますね。だから、こういうことをやるのであれば、それこそ連絡協議会とか、そういうところが主体になって、全体で行っていくということが必要なんではないですか。ですから、そういうことを提案されて下呂温泉旅館組合以外の地域が拒否をされたのか、反対されたのか、やはりそういうやり方については経過等も説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

言われるとおり、確かに下呂市内すべて同じでありますので、それぞれお話をすべきであろうと思うんですが、まず、とりあえず今まとまりましたのが下呂温泉旅館組合でありますので、今後、各地域の方々にお話をしていきたいということを思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

それで、今の説明はとりあえず下呂はまとまったけど、ほかはまとまらなかったということですか。ですから、話をしたのかしなかったのか、正確にそういうことは話をしてください。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

他の地域には、まだお話をしておりません。

〔「おかしい、そんなことは。そんなやり方あるの。みんな困っているんや」と3番議員の声あり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市長、こういう進め方についてどう思うのか、実際にこの予算を執行されるには、ちゃんとみんなに公平に諮った上で執行されるのか、そこのところを説明してください。

○議長（大前武憲君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほど議員おっしゃいましたように、私ども五つの観光協会の一本化ということは目指しておりますが、現実にはまだ一本化になっておらないのが現状であります。そういった中で、今先ほど部長が説明いたしましたように、このたびのキャンペーンに係ります補正予算でございますけれども、やはり全般的にお話をしながら進めるべきであろうかと思っております。しかし、これはやはり事業主といえますか、旅館さんにも負担がかかってくるということでございます。しかしながらこれは私も今大変厳しい状況であります、150万誘致ということは下呂市内の宿泊客ということでございまして、下呂温泉だけでなく他の地域の宿泊施設も利用していただきながら、150万誘致をしたいというのが私の思いでございますので、今後そうした取り組みにつきましては、一律にお話をしながら進めていくべきというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

これで最後にしてください。

○3番（日下部俊雄君）

一遍で全部答えてください。

そうすると、先ほど、3月、4月の観光客の減ということを言われましたが、これは市内の減なのか、下呂温泉だけの減なのか、そのことについてもはっきり説明をしてください。やはり、こういうことがされると、すべてのことが、市内がやはり皆さんが公平に行われておるのか、それとも特定の地域だけを優遇してやっておるのか、やはりそういう疑問とか、信頼とかが崩れますので、やはり市内はどこも同じように対処するというところに心していただきたいと思うんですが、今までの取り組み、それからそういう数字等についてはどういったものなのか、内容を説明してください。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

先ほど申しました数字は、下呂温泉だけの数字であります。というのは、ほかの数字はなかなかつかみにくいという部分もありますので、正式には、今つかんでおるのは下呂温泉の数字だけということになっています。他の地域につきましては、やはり入湯税の出された部分について調べておるという形になっていますし、この下呂温泉の宿泊の人数も他の地域においては申しわけないんですが、全国的になかなか把握ができないのが現状でありますけれども、今しっかり把握できる部分としては、全国的にも珍しいのが、この下呂温泉の把握の仕方というものがずっと長年続いてきておることだけは間違いありませんので、決してほかの部分が悪いというわけではありませんけれども、そういったつかみ方に、今、宿泊やら日帰り客というものが全国的に握っているのがそういう形になっておることでもありますし、先ほども言いましたように、とにかく観光協会一つにすることは間違いありませんが、今、差し当たってこれを出されてみえることに対して緊急に支援をしていきたいということで今やっておりますが、今度、観光協会連絡協議会がございまして、そのときにお話をしたいなと今おっておりますので、まだ今は話をしていないという話です。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

18番 山下一彦君。

○18番 (山下一彦君)

東日本震災緊急雇用安定助成金で、4分の1の負担金ということでございましたが、先ほど中島議員から資料の提出というようなこともございましたが、もうちょっと説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長 (大前武憲君)

観光商工部長。

○観光商工部長 (曾我満利君)

今、国の方が先ほど経営管理部長が言いましたように、平成24年3月末までに時限で補助を出すというものであります。上限が7,505円という上限になっております。そのうちの、国が、下呂市で対象になるのが中小企業緊急雇用安定助成金ということで、5分の4を国が補助をするということになっておりますので、残りの5分の1を市が補てんをするという形になります。

すみません。4分の1以内の額でということで訂正をいたします。

それで、その額で国の助成金と本助成金の合計額が実際の休業手当の総額を上回らない範囲の交付ということになったんですが、条件によっては国の助成率が3分の2やら5分の4やらいろいろ規定がありますので、それぞれの規定に当てはめると、基本的には4分の1以内の額なんですが、中小企業の雇用安定の方でいきますと5分の4出るよという形になりますので、また資料をお示ししますのでよろしくお願いします。

それから、これにつきましては、基本的に国の補助金が決定をされたものに対して市が助成をするということですので、各企業さんがハローワーク、いわゆる職安の方へ資料を提出していただきます。それで、そこで認められたものに対して、市が残りの分を補てんするという形になりますので、必ず国の了解を得た上での補てんとなるということが条件的になりますのでよろしくお願いをしたいということと、それぞれの売り上げ減少が3ヵ月という規定がありまして、それが5%売り上げが減になっているというのが条件となっております。

あと、企業さんにはやはり周知はしていないかと思っておりますので、それぞれの商工会等を通じてやっていきたいということを思っています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長 (大前武憲君)

18番 山下一彦君。

○18番 (山下一彦君)

また提供されました資料に基づいてお聞きしたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長 (大前武憲君)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許可いたします。発言はございませんか。

[発言する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。発言はございませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。議第 61 号 平成 23 年度下呂市一般会計補正予算、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第 61 号については原案のとおり可決されました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩をいたします。再開は午前 11 時 25 分といたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○副議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付をいたします。

[追加日程配付]

休憩中に、議長 大前武憲君から議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第 1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、追加日程第 1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（中島達也君）

追加日程第 1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって除斥に該当しますので、大前武憲君の退場を求めます。

[議長 大前武憲君 退場]

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（松村勝久君）

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可くださるようお願い申し出ます。平成 23 年 5 月 10 日、下呂市議会議長 大前武憲、下呂市議会副議長 中島達也様。

○副議長（中島達也君）

お諮りいたします。大前武憲君の下呂市議会議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、大前武憲君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大前武憲君の入場を求めます。

[大前武憲君 入場・復席]

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第1号について

○副議長（中島達也君）

追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は21名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、1番 今井政嘉君と2番 山川博己君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、有効投票21票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、大前武憲君12票、中野憲太郎君9票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、大前武憲君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました大前武憲君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました大前武憲君のごあいさつをお願いいたします。

○新議長（大前武憲君）

それでは一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは議長選挙におきまして、不肖私、大前武憲が議長に当選させていただき、ありがとうございました。

昨年 1 年、議長を務めさせていただきましたが、なかなか思うような力が発揮できず、皆様方のおかげ、そして執行部のおかげを持ちまして務めさせていただくことができましたが、残すところ私どもの任期あと 1 年となっております。取り組むべき課題は山積しております。議会においても議会改革を進めなければならないと思っておりますし、また下呂市の経済、大変厳しいものがございます。これに加えて 3・11 の大震災、こういった影響が大変大きなものが出ております。議会として取り組むべき課題について一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。どうか皆様方の御支援、御協力をいただきますよう、心からお願いを申し上げまして当選のごあいさつにかえさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（中島達也君）

ここで、私が議長に副議長の辞職願を提出するために休憩をいたします。再開は 11 時 50 分といたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、副議長 中島達也君から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。追加日程第 3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第 3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会副議長の辞職の件

○議長（大前武憲君）

追加日程第 3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、除斥に該当しますので、中島達也君の退場を求めます。

〔副議長 中島達也君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（松村勝久君）

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定

により許可くださるようお願い申し出ます。平成 23 年 5 月 10 日、下呂市議会副議長 中島達也、下呂市議会議長 大前武憲様。

○議長（大前武憲君）

お諮りいたします。中島達也君の下呂市議会副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、中島達也君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中島達也君の入場を求めます。

〔中島達也君 入場・復席〕

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。追加日程第 4、選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第 4、選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第 2 号について

○議長（大前武憲君）

追加日程第 4、選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 21 名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番 日下部俊雄君、4 番 中島博隆君を指名いたします。

ここで投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検願います。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、宮川茂治君 11 票、中島達也君 5 票、一木良一君 5 票、以上のとおりです。

なお、この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、宮川茂治君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました宮川茂治君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました宮川茂治君のごあいさつを願います。

○新副議長（宮川茂治君）

ただいまの副議長選挙によって当選をさせていただきました宮川茂治です。私、もう本当あと 1 年間ということであります。この議長の補佐をしっかりとして議会運営をする、皆さんの期待に沿うような議会運営をするためにも、議長の補佐をしっかりとしながら進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（大前武憲君）

これにて副議長選挙を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開は 1 時 30 分といたします。

午後 0 時 05 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、4 番 中島博隆議員は、ただいまより私用のため欠席となりますので御了承願います。したがって、ただいまの出席議員は 20 名でございます。

ここで追加日程がございますので配付をいたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第 5、下呂市議会常任委員会委員の選任についてから、追加日程第 7、下呂市議会特別委員会委員の選任についての 3 件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第 5、下呂市議会常任委員会委員の選任についてから追加日程第 7、下呂市議会特別委員会委員の選任についての 3 件を日程に追加し、議題といたします。

ここで休憩をいたします。再開は 1 時 45 分といたします。

午後 1 時 32 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたしまして、ただいまから第 1 会議室におきまして議会運営委員会を開催させ

ていただきます。なお、再開は管内放送でお知らせをいたしますのでよろしくお願いいたします。

午後 1 時 45 分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎下呂市議会常任委員会委員の選任についてから下呂市議会特別委員会委員の選任についてまで

○議長（大前武憲君）

追加日程第 5、下呂市議会常任委員会委員の選任について、追加日程第 6、下呂市議会運営委員会委員の選任について、追加日程第 7、下呂市議会特別委員会委員の選任について、以上 3 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会常任委員会委員の選任、下呂市議会運営委員会委員の選任及び下呂市議会特別委員会委員の選任については、下呂市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔発言する者なし〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

ただいまから名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

それでは、指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松村勝久君）

朗読させていただきます。

総務常任委員会、山川博己議員、日下部俊雄議員、中島博隆議員、松井句子議員、二村金吾議員、熊崎兼治議員、宮川茂治議員。

建設経済常任委員会、伊藤嚴悟議員、一木良一議員、中島新吾議員、中島達也議員、木一良政議員、二村勝己議員、大前武憲議員。

教育民生常任委員会、今井政嘉議員、奥田重後議員、服部秀洋議員、吾郷孝枝議員、中野憲太郎議員、田口幸雄議員、山下一彦議員。

議会運営委員会、日下部俊雄議員、伊藤嚴悟議員、松井句子議員、一木良一議員、奥田重後議員、二村金吾議員、熊崎兼治議員。

濃飛横断道・リニア特別委員会、服部秀洋議員、二村金吾議員、中野憲太郎議員、田口幸雄議員、山下一彦議員、二村勝己議員、宮川茂治議員。

議会改革特別委員会、今井政嘉議員、山川博己議員、一木良一議員、吾郷孝枝議員、中島新吾議員、熊崎兼治議員、木一良政議員。

議会報編集特別委員会、山川博己議員、中島博隆議員、松井句子議員、吾郷孝枝議員、中島達也議員、山下一彦議員、宮川茂治議員。

予算特別委員会、議長を除く 20 名。

決算特別委員会、議長を除く 20 名。

以上でございます。

○議長（大前武憲君）

ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長・副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

総務常任委員会の方は第1会議室、建設経済常任委員会の方は議長室、教育民生常任委員会の方は議員控室へお集まりください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行っていただくよう、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

各常任委員会委員の正・副委員長が決定いたしましたら議員控室へお集まりいただき、引き続き議会運営委員会、特別委員会の正・副委員長の選任をしていただきたいと思ひます。

それでは、暫時休憩いたします。再開は館内放送でお知らせいたします。

午後2時31分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、12番 中島新吾君は、ただいまより私用のため欠席となりますので御了承願ひます。したがいまして、ただいまの出席議員は19名でございます。

それでは、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長・副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

総務常任委員長 松井旬子さん、同副委員長 日下部俊雄君、建設経済常任委員長 二村勝己君、同副委員長 中島新吾君、教育民生常任委員長 今井政嘉君、同副委員長 吾郷孝枝さん、議会運営委員長 熊崎兼治君、同副委員長 二村金吾君、予算特別委員長 奥田重後君、同副委員長 山川博己君、決算特別委員長 山下一彦君、同副委員長 中島達也君、濃飛横断・リニア特別委員長 服部秀洋君、同副委員長 二村金吾君、議会改革特別委員長 木一良政君、同副委員長 一木良一君、議会報編集特別委員長 吾郷孝枝さん、同副委員長 松井旬子さん。以上のとおりであります。

ここで、市長より発言の申し出がございましたので許可いたします。

市長。

○市長（野村 誠君）

本日は、臨時議会御苦労さまでございました。私どもの提案いたしました補正予算、特に東日本大震災に関します雇用の問題、また観光の問題に関します補正予算でございまして、お認めをいただきましてまことにありがとうございます。議論の中で、総務部長も答弁申し上げましたけれども、今後とも下呂市といたしましても、でき得る限りの支援をしてまいりたいということでございまして、全国市長会、岐阜県市長会等の要請を受けながら、職員の派遣、特に今後は技術系の職員が多くなるかと思ひますが、中・長期にわたる派遣になるかと思ひますが、そういった対応をしてまいりたいと思ひますので、議会の皆様方の御理解、御協力も願ひするものでございます。

また、きょうは議会の役員改選がございまして、大前議長さんには再選されました。また宮川副議長さんにも新たに御就任いただいたということでございまして、今後とも先ほど議長さんのお話しござい

ましたように、下呂市は課題が山積してございますので、正・副議長さんを初めといたしまして、各常任委員会の委員長さん、副委員長さんの御指導、御理解、また議員の皆様方との議論を深めながら山積する課題に対応してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。また、退任されました役員の皆様方には、本当に1年間ありがとうございました。今後とも御活躍と、また御指導をお願ひするものでございます。

きょうの臨時議会が閉会されるに当たりまして、御礼とお祝ひのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大前武憲君）

これもちまして本臨時会に付議されました議案はすべて終了しました。よって、平成23年第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

午後3時44分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年5月10日

議 長 大 前 武 憲

副議長 中 島 達 也

署名議員 13 番 中 島 達 也

署名議員 14 番 熊 崎 兼 治